があります。

# 忘れず届け出を

国民健康保険(国保)は、自営業者など被用者保 険に加入していない人の制度です。

現在では、会社などを退職した高齢者が多く加入 しているため、被用者保険に加入していた人が医療 の必要性の高まる時期に国保に加入することにな り、その医療費の負担は、若い時から国保に加入し ていた自営業者などに依存することになります。

退職者医療制度は、医療保険制度間の格差を是正 するために設けられたもので、対象者にかかった費 用を会社などの被用者保険が負担する制度です。

この制度が正しく適用されないと、被用者保険か らの交付金が減り、結果的に保険税の値上げにつな がります。下記対象者で、保険証の上部に赤字で 「夓」と印字のない人は、保険証と年金証書を持っ て市役所1階の国民健康保険課へ。詳しくは同課☎ (740) 1170  $\wedge$ 

【対象者】65 歳未満の国保加入者のうち、厚生年 金や各種共済年金の受給権者で、年金の加入期間が 20年以上か、40歳以降に10年以上ある人とその 被扶養者。

## 国民健康保険減免制度

国民健康保険には、天災・火災や事業の休廃業に より収入が減少したため、入院などの高額な医療費 の支払いが困難な場合、その支払額を減免する制度

医療機関での支払額を減免

次のすべての条件に当てはまる人は相談を。詳し くは国民健康保険課☎ (740) 2006 へ。

【対象条件】①天災や火災などの災害、事業の休 廃業などにより収入が減少した人②世帯の収入合計 額が一定基準(生活保護基準額の1.3倍)以下の人 ③世帯の預貯金合計額が一定基準(生活保護基準の 3倍)以下の人

### 子ども・子育て支援新制度 パブリックコメントの結果を公表

「子ども・子育て支援新制度の実施に係る条例(案) 要綱」について頂いた意見と、市の検討結果を市ホー ムページに掲載しています。

また、10月31日 金まで、市役所2階の児童保 育課、同階の市政情報コーナー、大和行政センター、 各公民館、中央図書館、パレットかわにしで閲覧で きます。詳しくは児童保育課☎ (740) 1175 へ。

自持って、 たり、 期日前投票は13日劔からで 日休頃から配達されますが、 なお、 届く投票所入場整理券を各 投票は市内48カ所の投票所 午前7時から午後8時ま 入場整理券が届かなかっ います 紛失した場合でも、 、入場整理券は10月9て、指定の投票所へ。 世帯ごとに封書 ٨ 出 29

です。 平成6年10月20日以前に生まれ、26年7月11日以前に生まれ、26年7月11日以です。 ていることが必要です 登録されるのは、 市の選挙人名簿に登録され 日本国民

投票できます。 人であることが確認できれば 本 議会議員選挙の順で行いま投票は、市長選挙、次に市 当日投票所で投票できます。 に転出した人は投票できませ ている人で、 所で投票してくださ 市の選挙人名簿に登録され 日以降に市民課に転居届を 市内で住所が変わり、 【投票の方法】 【市外へ転出する人】 貝選挙はうぐいす色。市長選挙は白色、 転出日の当日は転出前に 10月13日祝~ 市長選挙、 10月12日田まで 前住所地の投票 以名を書いていす色の投票 10月18日出

【投票できる人】

種類 障がいの種別 程度•区分 級もしくは 両下肢、体幹もしくは移動機能 2級 身体障害者 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、 1級もしくは 手帳 直腸もしくは小腸 3級 免疫もしくは肝臓 1級から3級 特別項症から 両下肢もしくは体幹 第2項症まで 戦傷病者 手帳 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、 直腸、小腸もしくは肝臓 特別項症から 第3項症まで 要介護状態区 介護保険法の要介護者 被保険者証 分が要介護5

ト選挙運動の解禁について
3)を参照。インターネッど)もあります。下記(表

今後の市政を託す大切な選挙です。

で通りの規制(事前運動や未 のが解禁されましたが、 した選挙運動のうち一定のも

今ま

 $R \perp = http://www.soumu.$ 

必ず投票しましょう。

の解禁】

インター

トなどを利用

つ広告など

インタ

ネット選挙運動

上記の該当者で、身体障害者手帳に上肢もしくは視覚の障 がいの程度が1級の記載がある人

上記の該当者で、戦傷病者手帳に上肢もしくは視覚の障が いの程度が特別項症から第2項症までの記載がある人

#### (表2)

(表1)

場所	日時
市役所1階 市民ギャラリー	10月13日 紀一年 10月13日 紀一年 
東谷行政センター	10月13日 (2000年) 10月1

### (表3)

,				
できること/できないこと		有権者 など	政党 など	候補者
ウェブサイト などを用いた 選挙運動※1	・ホームページ、ブログなど ・SNS (フェイスブック・ツイ ッターなど)※2 ・政策動画のネット配信	0	$\circ$	0
電子メールを用いた選挙運動※3	・選挙運動用電子メールの送信 ・選挙運動用ビラ・ポスター を添付した電子メールの送信	×	<b>○</b> *4	0
ウェブサイトに掲載・選挙運動用電子メールに添付された選挙運動用ビラ・ポスターを紙に印刷して頒布(証紙なし)		×	×	×

※1 電子メールアドレスなどの表示義務あり

※2メッセージ機能を含む

※3メールの受信を同意した場合に限る

※4市長選挙で選挙管理委員会が所定の要件を満たす政治団体である ことを認めたものに限る



授票日は10月9日

投票してください 【代理投票と点字による投

【市内で住所変更をした人】

9月

ムペ

ージで案内します。

【投票できる時間など】

回告示、19日回が投票日です。

当日は、

任期満了による市長選挙と市議会議員選挙は、

てくださ た、目の不自由な人は、 名を自分で記入できな による投票ができます。 病気やケガ 目の下ョフィきないよ 投票所で係員に申し出 などで、

必要があります 投票証明書」の交付を受ける また、 ただし、 郵便などによる不在 事前に

た人(選挙権を有する者に限 じめ選挙管理委員会に届け出 者投票ができる人で、 郵便などで投票がで 「郵便等 あらか きま

かじめ指定した病院、 は入所中の人】 【県選挙管理委員会があら 老

局に問い 1い合わせてください。詳しくは、施設の事務

花▽新聞. 物の差し

>新聞などへの有料あいの花輪 | 葬式の花輪

利聞などへの有料あいさの花輪▽葬式の花輪・供

る)に投票を記載させること

記(表1)の通り 問い合わせを。

で投票所に行けない人は、 投票日に、 【当日に予定がある人】 仕事や旅行

きれば無くても可)を持って、入場整理券 (本人の確認がで 日前投票ができます。 ください(印鑑は不要)。 に本人が必要事項を記入して 左記(表2)の期日前投票所 ンターでは期日前投票のでき へ。入場整理券裏面の宣誓書 なお、

滞在中の人】 【出張などで川西市以外に

で、早りこうなるもの 問い合わせを。 会で投票することができま 国内の滞在先の選挙管理委員 用紙などを取り寄せた上で、 市選挙管理委員会から投票 郵便による手続きとなる 早めに同委員会事務局に かり Ó

【重度の障がいなどがある

ムなどの施設に入院また

施設で投票することができ

早めに同委員会事務局 対象者は左

市役所と東谷行政セ 投票所 など

備え付けます。

開票

の正面案内や公民館などになり覧できるほか、市役所1時のようである。

委員会事務局に連絡を。

市ホー

ージでも

17日金に順次各戸に配布しま

届かない場合は選挙管理

た選挙公報は、

10月15日水~

候補者の政見などを掲載し 【選挙公報を各戸配布】

る時間が異なり **/ます** 

で行います

午後9時半から総合体育館

ルー

ルを守り明るい選挙

から投票日の前日な選挙運動は、選挙 きません。 **則日までしかで** 選挙の告示日

為も禁止されています。されています。また、次の行れを求めることは法律で禁止 が寄付をしたり、 ています。 飲食物の提供などは禁止され また、戸別訪問や署名運動、 政治家(候補者と 有権者がこ

入れ▽地域の運動会への飲食 し物への寸志や飲食物の差し 町内会の集会や旅行など催

milife | 2014.10

10